

# 農林水産・建設委員長報告（概要）

議案10件を原案可決

中村哲康  
委員長

【議案第3号】南島原市  
自然環境、景観等と太陽  
発電設備設置事業との  
調和に関する条例の制定  
について

## （条例の概要）

条例の対象となる開発行為というのは、保全区域とされる都市計画区域、土砂災害警戒区域、景観重点区域における開発であるが、保全区域以外でも1ヘクタール以上の太陽光発電の開発は、市内全域で対象としている。対象となる開発行為をする事業主は市に事前協議書、事前計画書を添えて、事前協議をしていたとき、事前協議が終了した後に、該当する土地に標識を設置して周知をし、標識を設置してから14日以内に住民に説明会を開催していただき、その結果を市に報告していただく。事業主から開発許可の申請書が提出された場合は、

市長はその案件を審議会に諮ることとなり、その諮問結果をみて、

最終的に市長が許可の可否を最終判断することになる。市長の許可を得て、工事を行った場合、工事の完成後は市の完成検査も実施をする。

【質疑】この条例では、1

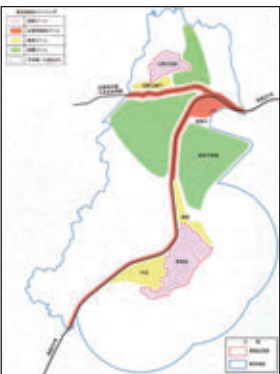
ヘクタール以上になれば申請を出すということであるが、都市計画区域以外の国道沿いとか住宅街の中の場合は、どのようなのか。

【答弁】対象となるのは、

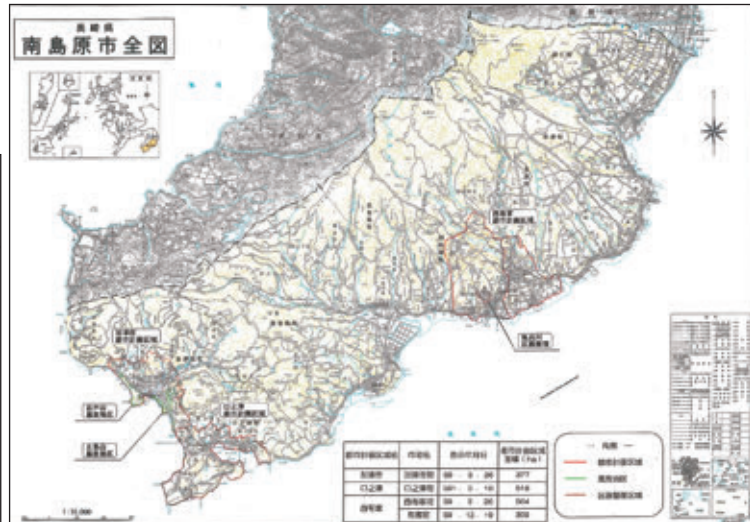
三つの保全区域である。それ以外は、1ヘクタール以上ということであるので、1ヘクタール未満は届け出がない。こちらとしては、市内の今の太陽光の現状をみても国道沿いや住宅街に大きいものが建つというのは、想定していなかったもので、逆に小さいものであれば建ててもいいのか、という話になると思うが、住宅街となると建てる前に住民との折衝等もあると思うので、私達が想定しているのは、山間部に大きなものが建つのにワンクッションかけたというものが主な狙いである。

【質疑】国道沿いや住宅街に大きいのが建つことは、なかなか無いかもしれないが、例えば、瀬野地区の下の畑などに1ヘクタール未満のものが建つ場合、届け出がないということと考えていいのか。また、他のところの条例では、メガソーラーになると撤去も含んだような条例がされているところもあるが、そのあたりは考えられなかったのか。

【答弁】瀬野地区の下の畑に1ヘクタール未満のものを建てる場合、この条例では該当せず、届出の必要もない。ただ、この条例では1ヘクタール以上ならば住民説明会などのいろいろな制約を課すことになるので、太陽光発電設備の乱発に対する一定の抑制効果はあると思っている。また、撤去については、この条例には規定していない。



景観重点区域



都市計画区域



（その他の付託案件）

【議案第10号】南島原市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について

【議案第11号】南島原市立公園条例の一部を改正する条例について

【議案第15号】あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

【議案第19号】市道路線の廃止及び認定について

【議案第20号】令和2年度南島原市一般会計補正予算（第13号）

【議案第26号】令和3年度南島原市水道事業会計予算

【議案第27号】令和3年度南島原市下水道事業会計予算

【議案第28号】令和2年度南島原市一般会計補正予算（第14号）

【議案第29号】令和2年度南島原市下水道事業会計補正予算（第1号）